

最終更新日：2006年5月31日

株式会社シーマ

代表取締役社長 恩田 饒

問合せ先：執行役員 資本政策部部長 林田 英樹

証券コード：7638

<http://www.cima-ir.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1) はじめに

「コーポレート・ガバナンス」という英語は、わが国では、「企業統治」と訳されております。しかしながら、この2つの言葉の間には、若干のニュアンスの相違があるように思われます。アメリカ流の「コーポレート・ガバナンス」は、「企業は誰のものであるか」、「企業統治のためには、各々のステークホルダーがどのようなバランスでかかわっていくのがよいのか」など、ステークホルダーのバランス論のようなニュアンスが強いように思われます。

一方、日本語の「企業統治」という言葉は、「企業内のガバナンスの問題」としての色彩が強いように思われます。

今回の「コーポレート・ガバナンス」という命題は、「企業統治」という観点から考察した内容を、当社の「コーポレート・ガバナンス報告書」として、とりまとめております。

(2) 基本的な考え方

企業統治(コーポレート・ガバナンス)は、以下の5つの観点が重要であると考えております。

- ①「企業の存続を脅かさない」という観点
- ②「企業倫理とコンプライアンス」の観点
- ③「公開会社としての責務」としての観点
- ④「効率経営」としての観点
- ⑤「ステークホルダーとの関係」という観点

以下、各項目につきまして、考え方を記載します。

①「企業の存続を脅かさない」という観点

企業は、永続していなければならない組織であります。数年前にも、売上高 1,000 億円を超える企業が「企業統治」の欠如で倒産し、世間を驚かせました。

企業経営にとって、最も大切な視点は、「会社を倒産させない」ということだと思えます。この観点からの「企業統治」が何にもまして重要視されなければなりません。この観点から、以下の諸点が重要です。

- a. リスクの分類、予防、回避、対応。
- b. 大株主の過剰介入。
- c. ワンマン経営の排除。

d. 犯罪行為の防止。

②「企業倫理とコンプライアンス」の観点

企業は、社会的存在であり、遵法精神が不可欠です。しかし、法律・規則にのっとれば、何をやっても良いというものではありません。企業倫理上の判断が常に求められます。この観点から、以下の諸点が重要です。

- a. 法令違反を行っていないかどうか。
- b. 適法でも、企業倫理上、許されるかどうか。

③「公開会社としての責務」としての観点

関係者だけが株主となっている非公開会社と異なり、不特定多数の株主が存在し、企業規模も大きい公開企業では、そのための責務が存在すると考えられます。

- a. 適時・適切な情報開示。
- b. 情報開示の公平性。
- c. 粉飾決算の防止。
- d. 企業内におけるチェック体制。
- e. 内部監査。
- f. 監査役の責務の増大。
- g. CSR(社会的責任)の認識。
- h. 社会の公器としての認識。

④「効率経営」としての観点

企業は、ボランティア集団や大学の同友会などと異なり、利益をあげなければ存続できません。効率経営のための企業統治は、この観点から重要です。

- a. 企業価値、株主利益の最大化のための企業統治。
- b. 経営の効率化。
- c. 役職員の権限と責任の明確化。

⑤「ステークホルダーとの関係」という観点

企業には、株主、経営者、従業員、お客様、その他多くのステークホルダーが関与しています。米国では、株主の権限が強大化して問題となりました。わが国では、経営者の権限が米国に比較して強大で、時には債権者であるメインバンクが企業経営に多大の影響を与えました。

その観点から、ステークホルダーとの良好な関係は、企業統治上、重要になります。

- a. ステークホルダー間のバランス。
- b. 顧客重視の発想。
- c. ES(従業員満足度)の向上がCS(顧客満足度)につながる。

以上の観点を踏まえ、当社は、「企業統治」の関係機関として、以下のものを設置しております。

●株主総会

株主総会は、当社の株主によって構成される機関であり、当社における最高意思決定機関であります。

平成18年3月31日現在の株主数は34,972人(前年比66%増)となっており、株主総会において十分な理解のもとに、意思決定していただけるよう努めております。

●取締役会

取締役会は、当社の経営の中心的役割を担っています。

実質的討議を可能とするため、取締役の員数を7名(うち2名は社外取締役)と少数精鋭の構成となっています。スピーディーな意思決定を行うとともに、経営の透明性およびアカウンタビリティの向上を重視し、本来の機能である全社的意思決定および業務執行に対する監督機能をよりの確に果たせるようにしています。

また、7名の取締役うち、2名は社外取締役であり、いずれも当社が販売するダイヤモンドの仕入先である「EXELCO N.V.」の社長であり、全社的意思決定機能および業務執行に対する監督機能の妥当性を監視、チェックする役割を担っております。

●経営会議

当社は、平成17年6月に、取締役、監査役および執行役員によって構成される経営会議を設置し、月2回以上の頻度で開催しております。

この経営会議は、取締役会に付議される事項について事前に検討する機能を有するとともに、取締役および執行役員が出席することにより、情報の共有化および相互牽制機能の向上に役立っています。

また、経営会議に付議された案件について、議長が必要と認めた場合には、社外専門家(弁護士、会計士等)を招聘し、専門的見地からも幅広い意見を求めた上で、慎重に協議し、決議しております。

●取締役統括制度

当社は、平成17年6月に、牽制機能の向上および業務執行の監督範囲の明確化を目的として、取締役統括制度を導入しております。執行役員が業務執行を担当し、それを統括する取締役が監督するという仕組みにより、明確な業務分掌と責任体制ができあがりました。

●執行役員

当社は業務執行と監督における権限・責任の明確化と意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。

取締役会にて選任される執行役員は、取締役統括の監督下において、各担当分野における業務執行上の責任者としての役割を担っております。

●監査役会

当社は、監査役設置会社形態を採用しております。監査役で構成される監査役会は、監査の方針、会社の業務および財産状況の調査、その他の監査役の職務執行に関する事項を定め、業務監査を実施しております。

監査役会は年4回(3ヵ月毎)の定例会に加え、必要に応じ適宜開催し、監査役相互の情報の共有化を図っております。また、監査役は、取締役会および経営会議等の重要な会議に出席し、経営を監視しております。

●内部監査室

代表取締役社長直轄の組織として内部監査室(取締役含め担当者 3 名)を設置し、全ての部署・店舗を対象に業務の遂行状況、法令・規則および社内規程の遵守状況の内部監査を定期的を実施しております。また、この業務監査の結果は、内部監査報告書として直接代表取締役社長に報告されております。

●監査法人

当社は、会計監査人につきましては、ピーエー東京監査法人に委嘱し、商法監査および証券取引法監査(財務諸表に対する意見表明)を受けております。また、会計制度変更やその他重要な会計課題について適宜アドバイスを受けております。

●顧問弁護士

顧問弁護士につきましては、複数の弁護士事務所と顧問契約を締結し、重要な法務課題および経営上の法律相談など、必要に応じてアドバイスを受ける体制になっております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
白石勝代	490,000,000	26.7
株式会社さくら画廊	400,200,000	21.8
白石幸栄	202,000,000	11.0
白石哲也	200,000,000	10.9
株式会社ギャラリー白石	37,875,000	2.1
株式会社バルコ	12,120,000	0.7
斎藤幸子	6,060,000	0.3
大和証券株式会社	5,598,400	0.3
株式会社丹青社	4,040,000	0.2
学校法人高根学園	3,480,000	0.2

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	ジャスダック
決算期 更新	3月
業種 更新	小売業

(連結) 従業員数 更新	100人以上500人未満
(連結) 売上高 更新	100億円未満
親会社 更新	なし
連結子会社数 更新	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社におきましては、親会社や上場子会社+はございませんので、記載すべき該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
ジャン・ポール・トルコ ウスキー	他の会社の出身者					○					
リオール・クンスラー	他の会社の出身者					○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
ジャン・ポール・トルコ ウスキー	同氏は、当社が扱うダイヤモンドの仕入先であるベルギーのダイヤモンド研磨会社「EXELCO N.V.」の社長であります。なお、同氏による当社株式の保有はございません。	同氏は、「EXELCO N.V.」の社長として、ダイヤモンドの研磨においての高度な技術と影響力を持つことから、当社のダイヤモンド・ビジネス強化につながるのと同時に、社外取締役として適任と判断したためであります。

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
リオール・クンスラー	同氏は、当社が扱うダイヤモンドの仕入先であるベルギーのダイヤモンド研磨会社「EXELCO N.V.」の社長であります。なお、同氏による当社株式の保有はございません。	同氏は、「EXELCO N.V.」の社長として、ダイヤモンドの研磨においての高度な技術と影響力を持つことから、当社のダイヤモンド・ビジネス強化につながることも、社外取締役として適任と判断したためであります。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

両氏とも欧州に居住するため、取締役会への出席が限られているものの、取締役会開催時には、事務局より社外取締役2名に対する議案の事前説明を行っております。その後、社外取締役2名は、他取締役等と意見交換した上で、議案に対する意見を表明し、決議にも参加しております。

【 監査役関係 】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
監査役の人数 更新	3名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役会に対して、会計監査人であるピーエー東京監査法人より、年2回の会計監査等の詳細な説明が行われ、毎回積極的な質疑応答が展開され、監査役と会計監査人の相互連携を図っております。また、監査役と会計監査人は必要に応じて、その都度、情報・意見交換を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査室は、期初に計画した内部監査計画書にもとづき、全店舗・全部署への内部監査を実施し、その内容を内部監査報告書としてまとめ、代表取締役社長に直接提出するとともに、監査役にも内部監査報告書を提出しております。

また、監査役による業務監査によって指摘された事項につきましては、監査役より代表取締役社長に報告されるとともに、内部監査室にも報告されており、相互の連携をとりながら内部管理体制の強化に取り組んでおります。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
朝井 匡人	他の会社の出身者					○				
高橋 礎	他の会社の出身者					○				

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
朝井 匡人	当社の株式 404,000 株(平成 18 年 6 月 1 日の株式併合効力発生日以後 40,400 株)を保有されています。	同氏は、株式会社フジサンケイアドワーク専務取締役として活躍された経験を有しており、その豊富な知識と経験を活かし、独立・客観的な立場で助言を頂けると判断したためであります。
高橋 礎	当社の販売促進活動等において、取引関係があるプレジデント・データ・バンク株式会社の代表取締役であります。また、当社とプレジデント・データ・バンク株式会社との資本関係はありません。なお、同氏による当社株式の保有はございません。	同氏は、プレジデント・データ・バンク株式会社の代表取締役として活躍されており、独立・客観的な立場で助言を頂けると判断したためであります。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

平成 17 年 4 月から平成 18 年 3 月までの期間に取締役会は計 17 回開催しておりますが、このうち、社外監査役に出席頂いた取締役会は1回であります。

取締役会において、社外監査役より客観的な立場からご経験やご見識にもとづいた様々な意見や助言を頂いております。

また、監査役会において、社外監査役は内部監査、財務情報および会計監査等を検討し、独立・客観的な立場から意見や助言を頂いております。

なお、社外監査役は、店舗・部署を対象とした実地立会いの業務監査も行っており、その意見や助言は業務改善にも反映されております(平成18年3月期の外部監査役の業務監査実績は3店舗)。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在のところ、通常の役員報酬で対応しているため、ストックオプション等のインセンティブは実施しておりません。

【 取締役報酬関係 】

開示手段 更新

有価証券報告書、決算短信

開示状況 **更新**

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

現在のところ、当社は全取締役の報酬総額を開示しております。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

総務部と資本政策部にて、取締役会の事務局業務を担当しております。

社外取締役につきましては、海外に居住するため、取締役会への出席が限られているものの、取締役会開催時には事務局より社外取締役に事前説明を行っております。

また、第12期株主総会(平成18年6月開催予定)において、定款の一部変更案が承認されれば、取締役会の書面または電磁的記録により決議が可能になり、事務局による社外取締役のサポートも、より機動的によりきめ細かなものとなることを見込まれます。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項**(1)業務執行の方法**

取締役会は、現在7名の取締役によって構成され、うち2名は社外取締役であります。

当社は取締役統括制度を導入しており、常勤の取締役のうち、3名を取締役営業統括、取締役管理統括、取締役監査統括に任命し、迅速で的確な業務執行の意思決定と監督を行っております。

また、経営に関する重要事項につきましては、経営会議(取締役、監査役、執行役員によって構成)で事前に検討したうえで、承認された事項のみを取締役会にて協議し、決議しております。

なお、取締役会は月1回以上(平成17年4月から平成18年3月までの期間に計17回開催)、経営会議は月2回以上(設置された平成17年6月から平成18年3月までの期間に計21回開催)開催しており、変化する経営環境に対応し、機動的な意思決定を行っております。

(2)監査・監督の方法**①内部監査**

代表取締役社長直轄の組織として内部監査室(取締役含め担当者3名)を設置し、全ての部署・店舗を対象に業務の遂行状況、法令・規則および社内規程の遵守状況の内部監査を定期的を実施しております。また、この業務監査の結果は、内部監査報告書として直接代表取締役社長に報告しております。

②監査役監査

監査役会は、監査の方針、会社の業務、財産状況の調査、その他の監査役の職務の執行に関する事項を定め、業務監査を実施しております。また、監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席により、直接経営を監視・監督しております。

③会計監査

会計監査人につきましては、ビーエー東京監査法人に委嘱し、商法監査、証券取引法監査を受けております。なお、当社と同監査法人、監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

前期において、業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

●業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員：公認会計士 原 伸之、若槻 明

●監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 2名、会計士補 1名、その他 2名 計 5名

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	平成 17 年 6 月より、インターネット (http://www.it-soukai.com/) による議決権行使を可能としております。
その他	平成 18 年 4 月より、株主総会の招集通知および決議通知書を当社ホームページ (http://www.cima-ir.jp/index05-2.html) に掲載しております。

2. IR に関する活動状況 更新

	代表者自身による説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	毎年 2 回、中間期と通期（3 月期）の決算発表後に、代表取締役をはじめ、トップマネジメントが直接説明するアナリスト向け決算説明会を開催しております。
IR 資料のホームページ掲載	あり	決算報告（通期、中間期、第 1 四半期、第 3 四半期等）、有価証券報告書、事業報告書、決算説明会資料、決算公告等、各種 IR 情報を当社ホームページ上 (http://www.cima-ir.jp/) に掲載しております。
IR に関する部署（担当者）の設置	—	資本政策部 IR・情報開示課を設置し、3 名の担当者を配置しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等により
ステークホルダー
の立場の尊重につ
いて規定

適時開示規程において、当社の株主、その他すべてのステークホルダー（お客様、役職員、提携先、取引先等）および市場における投資者の立場を尊重しながら、適時適切な情報開示をすることを定めております。

ステークホルダー
に対する情報提供
に
係る方針等の策定

証券取引法、証券取引所の定める開示規則等の法令にもとづき、当社は独自に「ディスクロージャーポリシー」と適時開示規程を定め、業務フローとプロセスにそって、すべてのステークホルダーに対して、経営情報等を適時適切に提供しております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

平成 18 年 5 月 10 日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」について、下記のとおり決議しております。

1. 基本理念

会社法に基づき内部統制システムの整備・構築を図ることは勿論のこと、企業倫理を重視し、公開会社としての社会的責任を意識した行動をする。

2. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役および従業員の職務の執行が、法令および定款に適合し、かつ企業倫理の遵守および社会的責任を果たすため、「基本理念」を当社の行動規範とすると同時に、その関連社内規程を整備し、全役職員に周知徹底させる。

(2) 監査役は、取締役会および経営会議に出席し、会社の決議事項のプロセス・内容等が法令・定款・規程に基づき不備がないかを確認する。

(3) 従業員が、法令・定款・規程に基づき職務を遂行しているかどうかを確認する機関である内部監査室の機能充実を図る。内部監査室は、その監査結果の重要事項を代表取締役に報告する。

(4) 法令上疑義のある行為等については、従業員が代表取締役若しくは常勤監査役宛に直接情報提供を行うことのできるホイッスルラインを設置する。

3. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に関する情報の保存および管理に関しては、関連社内規程を整備し、適切に管理、保存する。

(2) 取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスクマネジメントの対象となるリスクの分類を行い、各リスクに関する社内規程を整備する。

(2) 組織横断的なリスク状況の監視および対応体制を構築する。

5.取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、毎期、全役職員の共通目標となる事業計画書を策定し、その進捗状況を適宜レビューする。
- (2) 担当取締役は、その目標達成のために権限委譲を含めた効率的な達成方法を定め、定期的な進捗状況を取締役に報告する。

6.企業集団における業務の適正性確保のための体制整備

- (1) 企業集団としての「行動規範」を策定し、全役職員への浸透を図る。
- (2) 代表取締役および監査役は、グループ会社の適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
- (3) グループ会社の取締役、従業員はグループ各社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、当該会社の代表取締役または監査役に報告する。報告を受けた代表取締役または監査役は、適切な対応を行う。

7.監査役がその職務を補助すべき補助者を置くことを求めた場合における当該補助者に関する体制

- (1) 監査役会から職務補助のための補助者を求められたときは、独立した補助者を任命する。その際、取締役等からの独立性を確保するため、補助者の人事評価は監査役会が行い、補助者の人事異動および懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- (2) 監査役補助者は、業務の執行に関わる役職を兼務しない。

8.取締役および従業員が、監査役会に報告をするための体制

- (1) 取締役および従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、およびその他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役会に報告する。
- (2) 監査役は、主要な稟議書その他社内の重要書類、および要請する関係書類・資料等を閲覧することができる。

9.その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、役職員の監査役監査に対する理解、およびその環境の整備に努める。また、監査部門との定期的な意見交換会を開催するなどの連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。
- (2) 監査役は、必要と認めるときは、特定の事項について、内部監査室およびその他の部署に、監査の協力を求めることができる。
- (3) 監査役は、監査業務の充実と効率化を図るため、定期的に会計監査人と情報・意見交換等の緊密な連携を図る。

以上

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

特にありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にありません。

【 参考資料：模式図 】

